

奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第五十一号

奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十条とし、第四条から第六条までを三条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の三条を加える。

（利益の処分）

第四条 法第三十二条第一項の規定により欠損金をうめ、なお利益に残額があるときは、企業債の償還に充てるために当該残額の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が当該残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、議会の議決を経て、当該残額の全部又は一部を利益の処分として特定の目的のために積み立てることができる。

（資本剰余金の処分）

第五条 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、次項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て、行わなければならない。

2 地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第八条第四項（同令第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

（欠損の処理）

第六条 法第三十二条の二の規定により欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、第四条第一項又は第二項に規定する積立

金をもつてうめ、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金（前条第二項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）をもつてうめることができる。

本則に次の二条を加える。

（技術者による監督が必要な布設工事等）

第十一条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十一条において準用する同法第十二条第一項の条例で定める水道の布設工事は、水道事業者に対しその用水を供給するための全ての布設工事とする。

2 水道法第三十一条において準用する同法第十二条第二項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

（水道技術管理者の資格）

第十二条 水道法第三十一条において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 前条第二項の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

二 前条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工

学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。